

令和4年度

定期監査結果

柳川市監査委員

目 次

- 1 令和4年度定期監査結果（10月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
・総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)
・会計課
・選挙管理委員会
・公平委員会
・固定資産評価審査委員会

- 2 令和4年度定期監査結果（11月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
・市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)
 ※令和4年度から廃棄物対策課は生活環境課へ統合
・大和庁舎(市民サービス課)
・三橋庁舎(市民サービス課)

- 3 令和4年度定期監査結果（12月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 26
・建設部(建設課、都市計画課、国土調査課)
・上下水道課
 ※令和4年度から水道課と下水道課を上下水道課として統合

- 4 令和4年度定期監査結果（1月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 36
・教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)
・小学校(東宮永小学校、矢留小学校、両開小学校、蒲池小学校、有明小学校、六合小学校、豊原小学校、藤吉小学校、二ッ河小学校、中山小学校)、中学校(蒲池中学校、柳南中学校、大和中学校)

- 5 令和4年度定期監査結果（2月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 54
・保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)

- 6 令和4年度定期監査結果（3月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 66
・産業経済部(農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課)
・農業委員会

- 7 令和4年度定期監査結果（4月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 78
・議会事務局
・消防本部
・教育部(生涯学習課)
・監査委員事務局

柳川市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和4年11月30日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

令和4年度(10月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)、会計課
選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会

3 監査の実施期間

令和4年10月1日から令和4年10月31日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和4年4月1日から令和4年8月31日まで(令和4年度分)

令和3年9月1日から令和4年5月31日まで(令和3年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

矢ヶ部広巳（議選監査委員）

矢ヶ部広巳議選監査委員は令和4年10月20日をもって任期が満了したため、同日まで監査した。

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

≪総務部≫

(人事秘書課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和4年4月3日の荒尾市他、及び5月28日の福岡市への旅行は、命令を受けていない。

【注意事項】

ア 令和3年度の全国同和会柳川支部活動補助金実績報告書に添付された証拠書類（領収書）に、宛名の記入がないものがある。

イ 契約締結伺について、下記のものがある。

- ・佐賀新聞購読料で、納品前に検査員について決裁され、納入確認欄に確認印が押印されている。
- ・令和4年度市政功労者表彰記念品代で、納品前に検査員について決裁されている。

ウ 休日勤務申請（命令）書の勤務命令時間や出勤退庁時間確認欄の記載がないまま処理しているものがある。

エ 起案文書に施行日の記入のないものがある。

(総務課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 行政区活動助成金について、下記のものがある。
- ・実績報告の対象経費に他の補助金の経費を計上している。
 - ・交付申請書に事業計画書を添付していない。

(契約事務)

ア 備蓄食料品購入に係る伺兼依頼書について、予定価格は10万円を超えるが、財務規則第4条に規定する財政課長を経た総務部長の合議がない。また、請書の消費税及び地方消費税額が誤っている。

- イ カラー印刷機インク等購入単価契約について、下記のものがある。
- ・施行令第167条の2第1項第2号の根拠により随意契約しているが、内容が合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し適用号数を正しく記載されたい。
 - ・予定価格は200万円を超えるが、財務規則第4条に規定する財政課長を経た総務部長の合議がない。(前年度指摘事項)

ウ 下記について、契約書において契約単価の表示が適切でない。また、消費税及び地方消費税額の記載がない。

- ・文書配布業務委託
- ・広報等配布業務委託

エ 下記について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

- ・地上デジタル・データ放送地域情報発信サービス「dボタン広報誌」利用契約
- ・西鉄柳川駅西口駐輪場に係る土地賃貸借契約

オ カーブミラー購入単価契約について、予算残額と年間予定総額を確認せず、予算不足のまま起案している。

【注意事項】

- ア 防犯灯設置補助金について、下記のものがある。
- ・委任状、位置図、写真が添付されていない。
 - ・請求書及び委任状に日付、領収書に日付及び但し書きが記載されていない。
 - ・申請書に添付された領収書、請求書の日付が申請日より後の日付である。
 - ・申請書と補助金請求書の印鑑が相違している。
 - ・補助金請求書に記載された文書番号が誤っている。

- ・申請書の補助金額が訂正されているが、訂正印がない。
- イ 交通安全指導員業務委託契約書の契約保証金欄に「免除」と記載があるが、契約保証金を免除する場合は、根拠規定を適用号数まで記載されたい。
- ウ 下記の実績報告について、対象経費が把握されていないと思われるものがある。実績報告書受取り時には十分に内容を確認し、適切に指導されたい。
- ・交通安全協会分会補助金
 - ・行政区活動助成金
- エ 旅行命令書について、下記のものがある。
- ・旅行先に「久留米市」と記載されているが、旧市町まで記載されたい。
 - ・用件に「会議」と記載されているが、会議名を記載されたい。
- オ 起案文書訂正に、鉛筆を使用しているものがある。証拠書類には、鉛筆その他その用具によりなされた表示が永続しないもの又は容易に消除することができるものを使用してはならない。
- カ 現金領収書に年度の記入のないものがある。

(企画課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和4年1月28日の佐賀市への旅行について、予算残額がないまま旅行命令が発せられている。旅行命令権者は、柳川市職員等の旅費に関する条例第4条第2項の規定により、予算残額を確認の上、旅行命令を発せられたい。

(契約事務)

イ コミュニティバス運行业務委託契約の契約金額は1,000万円以上であるが、契約締結にあたり財務規則第4条に規定する財政課長を経ての総務部長との合議が行われていない。

ウ 業務系システムサービス利用契約締結について、「見積状況調書(別紙様式第7号)のとおり」とあるが綴られておらず、作成もされていない。

エ 令和3年度端末機器等調達に係る設定業務委託に係る予定価格の設定日が、起工伺の決裁日及び見積書提出依頼の起案日及び決裁日より後になっている。

オ 令和3年度出会い応援事業(対面)業務委託契約書には下記のとおり記載があるが、仕様書が綴られていない。

(業務の処理方法)

第5条 受注者は、業務を、別添業務委託仕様書及び発注者の指示に従って処理しなければならない。

【注意事項】

ア 下記の起案文書に決裁日の記入がない。

- ・令和4年度端末機器等調達リース起工伺
- ・柳川市公式ウェブサイト構築業務委託契約の締結について

イ 下記の入札(見積)状況調書に開札(見積徴収)執行者名の記入がない。

- ・高速ページプリンタ有寿命部品交換業務委託
- ・ネットワーク強靱化運用保守業務委託

ウ 令和3年度出会い応援事業(対面)の業務完了届の決裁区分が砂消しゴムにより訂正されている。やむを得ない事由により訂正する場合は、財務規則第167条第2項の規定によられたい。

エ 伺兼依頼書の納入検査欄日や決定単価及び決定金額が消せるペンで書かれているも

のがある。証拠書類には、鉛筆その他その用具によりなされた表示が永続しないもの又は容易に消除することができるものを使用してはならない。

オ 物品購入について、下記のものがある。

- ・ 決裁日より前に見積書を徴している。
- ・ 見積依頼の依頼方法欄に手段の記入がない。
- ・ 契約締結伺書の起案日が、伺兼依頼書の決裁日より前になっている。
- ・ 決裁日の記入がない。

カ 旅行命令書について、下記のものがある。

- ・ 令和4年4月19日、6月1日、8月2日の行財政改革ワークショップに係る旅費について、算出額に誤りがある。(164km×37円 誤：6,064円 正：6,068円)
- ・ 令和4年5月9日の柳川市地域公共交通協議会及び会議の委員就任依頼に係る旅費について、算出額に誤りがある。(誤：5,980円 正：6,080円)

(財政課)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 下記の調定決議書が、会計管理者に通知されないまま保管されている。
- ・ 社会保障財源交付金（令和3年度Ⅳ期分）（令和3年11月～令和4年11月）
 - ・ 旧大和雇用促進住宅駐車場電気代（令和4年4月分）
 - ・ 令和4年度普通交付税（9月交付分）
- イ ふるさと寄付金の調定決議書は、発行日又は作成日によらず確認した日に起票されている。調定決議書は、財務規則第25条第1項の規定により、適正な時期に起票されたい。

(契約事務)

- ア コピー用紙購入に係る単価契約について、施行令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。
- イ 土地賃貸借契約において、契約書に収入印紙の貼付がないものや貼付された収入印紙の額が誤っているものがある。
- ウ 公用車購入に係る契約書について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。
- エ 柳川・大和・三橋庁舎警備業務委託契約について、契約事務規則第25条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

(その他)

- ア マイクロバス運行管理要綱第5条に規定する人員に満たない申請に使用許可しているものがある。(前年度指摘事項)

【注意事項】

- ア 柳川・大和・三橋庁舎警備業務委託契約に係る入札保証金について、起案文書において「契約事務規則第8条の規定に該当するものは免除する。」としているが、適用号数まで記載されたい。
- イ 予定価格が3万円を超える物品の購入について、伺兼依頼書の決裁を受ける前に見積書を徴取しているものがある。
- ウ 伺兼依頼書の決裁前に契約締結伺を起案しているものがある。

- エ 両開地区旧炭鉱跡地除草等業務委託について、支払い回数が契約書と相違している。
- オ 見積状況調書の立会人名を誤記しているものがある。
- カ 起案文書等に決裁日や施行日の記入がないものがある。(前年度注意事項)
- キ 公用車運転日誌に使用終了時間の記入のないものがある。

《会計課》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

《選挙管理委員会》

【指摘事項】

(支出事務)

ア 衆議院議員総選挙公報袋詰業務委託の支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。

(契約事務)

ア 予定価格が 80 万円を超える参議院議員通常選挙ポスター掲示板の購入を、起案文書ではなく何兼依頼書により処理している。

【注意事項】

ア 選挙公報等封詰委託業務の契約締結にあたり徴取された見積書に日付の記入がないものがある。また、契約書の第 7 条が重複して記載されている。

《公平委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

《固定資産評価審査委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定が誤っているもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

柳川市監査委員告示第17号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和4年12月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

令和4年度(11月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)

大和庁舎(市民サービス課)、三橋庁舎(市民サービス課)

※令和4年度から廃棄物対策課は生活環境課へ統合

3 監査の実施期間

令和4年11月1日から令和4年11月29日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和4年4月1日から令和4年9月30日まで(令和4年度分)

令和3年10月1日から令和4年5月31日まで(令和3年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

浦 川 和 久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《市民部》

(税務課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 令和4年6月1日付けで起票された固定資産税滞納繰越分の調定決議書が、会計管理者に通知されていない。

(支出事務)

ア 令和4年4月22日の大牟田市への旅行は、命令を受けていない。

(契約事務)

ア 原動機付自転車標識購入について、契約締結前に発注依頼を行っている。

イ 申告相談受付人材派遣業務委託契約について、施行令第167条の2第1項第2号の根拠により随意契約しているが、内容が合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し適用号数を正しく記載されたい。

ウ 市県民税課税データ入力(パンチ)業務委託契約について、施行令第167条の2第1項第2号の根拠により随意契約しているが、内容が合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し適用号数を正しく記載されたい。

また、契約書の別紙内訳書に委託する業務内容の一部が記載されていないとともに政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

エ 確定申告相談会場設営業務委託契約について、契約事務規則第25条に規定する期間内に契約が締結されていない。

【注意事項】

ア 下記契約書において、第1条に記載された「別紙の仕様書、見本等」の添付がない。

- ・市税関係専用紙(通知書等)印刷製本請負契約
- ・市税関係専用紙(納付書等)印刷製本請負契約

イ 下記契約について、見積状況調書の見積徴取年月日が誤っている。

- ・令和3年度軽自動車ワンストップサービス及びJNKS連携対応業務委託
- ・電子申告の達人システム使用契約

ウ 市県民税課税データ入力(パンチ)業務委託契約について、徴取された見積書に日付の記入がない。

- エ 申告相談受付人材派遣業務委託契約に係る見積状況調書の見積金額を誤記している。
- オ 確定申告相談会場設営業務委託契約について、徴取された3者の見積書のうち2者の見積書の日付が誤っていることを確認せずに徴取している。
- カ 公用車運転日誌に記入のないものがある。
- キ 旅行命令書について、旅行先に「久留米市」と記載されているが、旧市町まで記載されたい。

(市民課)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 下記の契約について、予定価格の設定を行っておらず、見積書も徴取していない。
- ・マイナンバーカードオンライン申請端末機（マイナアシスト 2）賃貸借契約（令和 4 年 6 月 1 日契約締結分）
 - ・マイナンバーカードオンライン申請端末機保守業務委託契約
- イ マイナンバーカードオンライン申請端末機器（マイナアシスト 2）賃貸借契約（令和 4 年 2 月 1 日契約締結分）について、見積依頼日が起案文書の決裁日より前の日付になっている。
- ウ フルカラー複合機レンタル契約について、随意契約により執行しているが起案文書に随意契約の理由や根拠規定の記載がない。

【注意事項】

- ア 無料法律相談業務委託契約について、見積依頼日を鉛筆で訂正している。

(生活環境課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 下記の支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。
- ①R4. 4. 1 一般廃棄物（可燃ごみ）収集・運搬業務委託料（伝票No. 6626）
 - ②R4. 4. 1 一般廃棄物（可燃ごみ）収集・運搬業務委託料（伝票No. 6627）
 - ③R4. 4. 1 一般廃棄物（可燃ごみ）収集・運搬業務委託料（伝票No. 6628）
 - ④R4. 4. 1 一般廃棄物（可燃性資源物）収集・運搬業務委託料（伝票No. 6631）
 - ⑤R4. 4. 1 一般廃棄物（可燃性資源物）収集・運搬業務委託料（伝票No. 6632）
 - ⑥R4. 4. 1 一般廃棄物（可燃性資源物）収集・運搬業務委託料（伝票No. 6633）
 - ⑦R4. 4. 1 一般廃棄物（資源物）中間処理業務委託料（伝票No. 7163）
 - ⑧R4. 4. 1 大和干拓最終処分場浸出水処理施設保守点検包括管理業務委託料
- イ 橋本不燃物処理場に購入した砕石及びクラッシャーランについて、消耗品費から支出されているが原材料費からの支出が適当である。
- ウ クリーンセンター重油地下タンク清掃について、修繕料から支出されているが委託料からの支出が適当である。

(契約事務)

- ア 下記について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。
- ・ EM活性液補充のための寺田ポンプ購入
 - ・ クリーンセンター油圧ユニット配管油回収作業
- イ 下記の契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用して柳川市シルバー人材センターと随意契約を締結しているが、契約事務規則第 21 条の 2 に定める公表がされていない。
- ・ EM活性液作成業務委託
 - ・ 大和干拓最終処分場除草業務委託
 - ・ 福祉収集業務委託

(その他)

- ア 生ごみ処理機器設置補助金及び生ごみ処理容器購入助成金に、柳川市公印規則の規定と相違する公印を使用している。

【注意事項】

- ア 環境対策活動業務委託の設計金額が予算残額を超えている。
- イ 契約にあたり徴取した見積書に日付の記入がないものがある。

- ウ 起案文書について、下記のものがある。
- ・ 公印使用欄に使用公印名の名称が記入されていない。
 - ・ 公印使用欄に取扱責任者や押印者の押印がない。
 - ・ 決裁日及び施行日の記入がない。
- エ 物品購入に係る事務について下記のものがある。
- ・ 決裁日が未記入である。
 - ・ 決裁日を鉛筆で記入している。
- オ 公用車運転日誌に下記のものがある。
- ・ 使用しているが記入していない。
 - ・ 課長の確認印がない。
 - ・ 鉛筆を使用している。
 - ・ 使用終了時間を記入していない。
- カ 市税及び国民健康保険税納付状況調査同意書に日付の記入がないものがある。
- キ 合併処理浄化槽補助金交付事務について、下記のものがある。
- ・ 申請の 491 号について、申請書に添付の見積書内容が申請内容と相違している。
 - ・ 申請の 616 号について、申請書に添付の設備士免状が申請設備士のものでない。
また、令和 4 年 3 月 10 日の変更承認申請により設備士変更となっているが、実績報告書に添付の同月 24 日のチェックリストには変更前の設備士が記名・押印している。

《大和庁舎》

(市民サービス課)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

- ア 伺兼依頼書及び契約締結伺書に下記のものがある。
- ・ 毎日新聞購読料で、納品前に検査員について決裁を受けている。
 - ・ 見積徴取予定者 1 者の理由の記入がない。
 - ・ 見積依頼方法が「文書」だが、綴られていない。
 - ・ ゴム印購入で、決定単価欄に決定金額を誤記している。

《三橋庁舎》

(市民サービス課)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

ア 三橋庁舎 2 階設置デジタルモノクロ広幅複合機パフォーマンスチャージ料金契約の起案文書に決裁日及び施行日の記入がない。

イ 蛍光灯購入について、契約締結伺書の決裁日及び発注日を事前に印刷のうえ、決裁を受けている。また、利用用途が異なっている。

ウ コピー用紙 (A4) 購入で、納品前に検査員について決裁を受けている。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定が誤っているものや明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが随所に見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

イ 公文書への記入漏れや記入誤り、訂正方法が不適切なものなど安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが散見される。職員間で問題や課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、適正な事務処理に取り組まれたい。

柳川市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和5年1月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

令和4年度(12月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

建設部(建設課、都市計画課、国土調査課)、上下水道課

※令和4年度から水道課と下水道課を上下水道課として統合

3 監査の実施期間

令和4年12月1日から令和4年12月27日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和4年4月1日から令和4年10月31日まで(令和4年度分)

令和3年11月1日から令和4年5月31日まで(令和3年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

浦 川 和 久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《建設部》

(建設課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 職員が旅行命令権者の命令を受けずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

イ 令和 4 年 9 月 30 日起票「起工第 17 号 来迎寺小対米線道路改良工事」に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。(前年度指摘事項)

(契約事務)

ア 市町村向け道路橋維持管理システム利用に関する契約について、予定価格が設定されていない。また起案文書に随意契約の根拠規定が記載されておらず、契約保証金についても免除の根拠規定が記載されていない。

(その他)

ア 市営住宅入居手続きについて、市営住宅管理条例第 11 条第 1 項第 1 号に規定する連帯保証人の要件を満たさない者を連帯保証人としているものがある。(前年度指摘事項)

【注意事項】

ア 契約に係り徴取した見積書に、日付の記入のないものがある。

イ 原材料単価契約書に消費税について明記されていない。

ウ 起案文書について公印使用欄に押印者の押印がないものがある。

エ 予算流用申請書に総務部長印のないものがある。

(都市計画課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 柳川駅東口駐車場駐車料金 12 月分に係る調定決議書の起票日が、令和 4 年 1 月 13 日と遅れている。

(契約事務)

ア カラーLEDプリンター賃貸借契約については長期継続契約であるが、財務規則第 4 条に規定する財政課長を経た総務部長の合議がない。また、見積依頼起案文書の設計金額が 10 万円以上のため部長決裁となるが、課長決裁されている。

イ 柳川市民文化会館北側及び御花南側遊歩道清掃等業務委託契約に係る予定価格の設定が行われていない。

ウ 西鉄柳川駅自由通路エスカレーター保守点検業務委託契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。

エ 西鉄柳川駅東口駐車場運営管理業務委託契約について、見積書に添付された委任状の代理者印と見積書に押印された印鑑が相違している。また、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

【注意事項】

ア 市道西鉄柳川駅自由通路線広告等掲出用パネルの行政財産使用許可決議書について、決裁日を事前に印刷のうえ、決裁を受けている。

イ 遊歩道清掃業務委託契約予定価格の設定日が、見積依頼起案文書の決裁日より後になっている。

ウ 老朽危険家屋等除却促進事業補助金について、完了報告書に請負契約書の写しが添付されていないものや申請書と補助金請求書の印鑑が相違しているものがある。

エ ブロック塀等撤去費補助金について、申請書と補助金請求書の印鑑が相違しているものがある。

(国土調査課)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 大和町徳益地内一筆面積計算書作成業務委託契約について、予定価格調書を入れた封書が厳封されないまま契約締結に係る起案文書を起案し、決裁している。

- イ 地籍調査事業電子計算機処理システム賃貸借契約の契約保証金を免除しているが、根拠規定に合致していない。

- ウ 国土調査事業立会時地権者関係人及び推進委員傷害保険契約について、施行令第167条の2第1項第1号及び2号を根拠に随意契約しているが、内容が合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し適用号数を正しく記載されたい。

- エ 用途廃止財産売払について、契約日や売上代金の納付期限を訂正しているが、契約書の訂正に当たり、買受人の押印がないものや買受人の押印はあるものの市長印の押印がないものがある。

(その他)

- ア 下記の業務計画書について、收受処理や供覧が行われていない。
 - ・大和町豊原地内国土（地籍）調査業務委託
 - ・大和町徳益地内国土（地籍）調査業務委託（G・H行程）

【注意事項】

- ア 下記について、鉛筆で記入しているものがある。
 - ・大和町豊原地内国土（地籍）調査業務委託契約締結伺の決裁日及び施行日
 - ・道路改良工事に伴う物件移転補償契約書の物件の移転期限日
 - ・道路用地の買収に伴う土地売買契約書の土地引渡期限日

- イ 契約に係り徴取した見積書に、日付の記入のないものがある。

- ウ 用途廃止財産売払について、下記のものがある。
 - ・起案文書に、施行日が未記入のものや決裁日を鉛筆を使用して記入しているものがある。（前年度注意事項）
 - ・評価額調査や評価証明書交付の依頼文書に国土調査課長の公印を押印しているが起案文書に公印押印者の押印がない。

- エ 現金領収書に年度の記入のないものがある。

【要望・意見】

ア 起案文書等について、必要事項の未記入や鉛筆の使用が散見される。その処理にあたっては、起案者の再確認はもちろんのこと複数での確認を行う等、適正な事務処理を行われたい。

《上下水道課》

－水道事業－

【指摘事項】

(契約事務)

ア 下記の契約について、契約事務規則第29条第7号により契約保証金を免除しているが、根拠規定に合致していない。

- ・上水道施設管理台帳システムソフトウェア保守業務委託
- ・次亜注入設備保守点検業務委託

【注意事項】

ア 上水道施設管理台帳システムソフトウェア保守業務委託契約書に、契約保証金についての記載がない。

イ 水道施設台帳管理システム構築業務委託契約書の題名が「建設工事請負契約書」となっている。

ウ 指名競争入札執行伺に施行日の記入のないものがある。

エ 起案文書について、決裁日や施行日の記入がないものがある。

—下水道事業—

【指摘事項】

(契約事務)

ア 下記薬品について、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号を根拠に随意契約しているが、内容が合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し適用号数を正しく記載されたい。

- ・ポリ塩化アルミニウム
- ・ポリ硫酸第二鉄
- ・高分子凝集剤

イ 浄化センター消防用保安点検業務委託について、予定価格調書を入れた封書が未開封のまま、契約締結伺が作成されていない。

(支出事務)

ア 令和4年3月15日起案の予定価格が3万円を超える物品購入について、伺兼依頼書が作成されていない。

(その他)

ア 福岡県内市下水道推進協議会負担金について、收受処理や供覧が行われていない。

イ 公共下水道に係る技術的援助（現地技術指導）に関する協定について、起案文書の決裁日及び施行日、協定書中業務の施行期間の開始日と締結日を明らかに消した上で訂正している。

【注意事項】

ア 水洗便所等改造・切替工事助成金について、下記のものがある。

- ・納付状況調査について、依頼日が決裁日及び施行日より前になっている。
- ・助成金交付決定通知書について、市長印を押印しているが、起案文書に使用した公印の記載がない。
- ・工事完了届の内容に不備があるものについて、そのまま受領している。

イ 伺兼依頼書について、決裁日の記入がないものがある。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定が明らかにされていないものや予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理にあたっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努めるとともに、契約書や仕様書等の内容についても十分に確認をされたい。

柳川市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和5年2月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

令和4年度(1月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)

3 監査の実施期間

令和5年1月4日から令和5年1月31日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和4年4月1日から令和4年11月30日まで(令和4年度分)

令和3年12月1日から令和4年5月31日まで(令和3年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中村 秀 樹（識見監査委員）

浦川 和 久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《教育部》

(学校教育課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 各小学校用の机・椅子の購入伺について、予定価格が 80 万円を超えているが起案文書ではなく伺兼依頼書により処理している。

イ GIGA スクールサポーター派遣業務委託契約の契約保証金について「契約事務規則第 29 条第 1 号により免除する」としているが、根拠としている規定に合致していない。

ウ 下記の契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を随意契約の根拠規定としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、起案文書に適用号数を正しく記載されたい。

- ・ニッ河小学校浄化槽原水ポンプ修理
- ・昭代第一小学校電話機修理

エ 下記の契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。

- ・蒲池小学校体育館カーテン修理
- ・豊原小学校体育館屋根防水修理
- ・蒲池中学校空調機デマンドコントロール装置修理
- ・蒲池小学校プール機械室ドア修理

(財産管理)

ア 大和小学校のミーティングルーム利用申請について、冷暖房使用料の算定を誤っているものがある。

(その他)

ア 各種負担金等の納入に係る文書について、收受処理や供覧が行われていないものがある。

【注意事項】

ア 調定決議書に添付された資料が調定決議額と合致していないものがある。

イ 小学校管理業務委託（学校用務員）契約について、財政課長を経ずに総務部長合議のみで処理している。

ウ ニッ河小学校 IC カード読み取り機修理契約に係り徴取された見積書の日付が鉛筆で記入され、令和 4 年を令和 3 年と誤記されている。

エ 伺兼依頼書の決裁日が未記入のものがある。

オ 起案文書に決裁日及び施行日の記入がないものがある。(前年度注意事項)

カ 公用車運転日誌に下記のものがある。

- ・使用終了時間の記入がない。(前年度注意事項)
- ・使用者氏名の記入がない。

(柳川学校給食共同調理場)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

- ア 配送車運転業務日誌に下記のものがある。
- ・記録者名記入なし (3件)
 - ・センター到着時間記入なし (6件)
 - ・運転者及び同乗者名記入なし (1件)
- イ 下記の起案文書に、契約保証金について記載されていない。
- ・排水処理施設水中ポンプ取替修理
 - ・配送車 (2号車) 修理
 - ・コンテナ用キャスター交換修理
 - ・排水処理施設微細目スクリーン取替修理 他計 20件
- ウ 80万円以下の物品購入について、伺兼依頼書及び契約締結伺により事務処理しているが、見積提出依頼について重複して起案文書も作成しているものがある。
- エ 見積状況調書に見積決定者名を記入していない。(8件)
- オ 伺兼依頼書の起案日、納入期限日及び決裁日が消せるペンで書かれているものがある。

(大和学校給食共同調理場)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 中央監視シャットダウン用 UPS 本体取替の請書について、件名が訂正されているが訂正印の押印がない。
- イ 排水処理施設等維持管理業務委託契約について、下記のものがある。適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。
- ・施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を随意契約の根拠規定としているが、内容が合致していない。
 - ・契約事務規則第 29 条第 7 号を契約保証金免除の根拠規定としているが、内容が合致していない。

【注意事項】

- ア 警備業務委託契約書に、契約保証金について記載がない。
- イ 伺兼依頼書に決定単価、決定金額の記入がないものがある。(前年度注意事項)
- ウ クリップボード等購入について、下記のものがある。
- ・決裁日より前に見積書を徴している。
 - ・契約締結伺書の起案日が、伺兼依頼書の決裁日より前になっている。

(三橋学校給食共同調理場)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 排水処理施設等維持管理業務委託契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を随意契約の根拠規定としているが、内容が合致していない。

- イ 残さい処理業務委託について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。

- ウ 電話機等賃貸借契約は長期継続契約とされているが、契約書に翌年度以降の予算の減額又は削除による契約解除条項が付記されていない。

【注意事項】

- ア 配送車運転業務日誌に下記のものがある。
 - ・運転者及び同乗者名記入なし (8 件)
 - ・センター出発、到着時間記入なし (31 件)
 - ・センター出発、最終学校到着時の配送庫内温度記入なし (16 件)

- イ ボイラ点検管理委託について、起案文書に契約保証金について記載されていない。

- ウ 下記物品の購入について、見積状況調書の様式を誤っている。また、作成された調書には契約件名や見積徴取者、各業者の見積金額以外は記入されていない。
 - ・エスタートレイ購入
 - ・シリコーンゴム板購入
 - ・移動式ラック購入
 - ・検食用冷凍庫購入

(人権・同和教育推進室)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

ア 旅行命令書について、旅行先に「飯塚市」と記載されているが、旧市町まで記載されたい。

イ 人権を考えるつどい講演業務委託契約について、契約締結の起案文書に随意契約の理由や根拠規定の記載があるが、見積依頼の起案文書には記載がない。

(図書館)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和4年11月28日の大川市への旅行に係る旅費について、自家用車を使用しているが、往復距離を誤って算出している。

(契約事務)

ア エレベータ保守点検業務契約について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

イ 昭代分館、蒲池分館パフォーマンス契約書に収入印紙の貼付がない。

【注意事項】

ア 蒲池太陽光余剰電力供給金の調定決議書について、添付書類となる明細書の発行日を削除したものがあある。

イ 消防設備保守点検業務委託契約に係る予定価格の設定日が、見積依頼起案文書の決裁日より後になっている。

ウ 下記契約について、見積依頼起案文書の決裁日及び施行日の記入がない。また、契約の締結に当たり徴取された見積書に日付の記入がない。

- ・TOOLi 情報使用契約
- ・新規購入図書装備委託契約

エ タトルテープ(盗難防止磁気テープ)購入契約の締結に当たり徴取された見積書に、日付の記入がない。

オ 図書バック購入契約に係る見積状況調書の予定価格を誤記している。

カ 朝読ボランティア謝礼用図書カード購入契約に係るボランティア参加者名簿について、鉛筆で記入しているものがあある。

キ 下記契約書に、契約保証金についての記載がない。

- ・あめんぼセンター、三橋図書館パフォーマンス契約書
- ・両開分館パフォーマンス契約書
- ・昭代分館、蒲池分館パフォーマンス契約書
- ・自動扉開閉装置保守点検業務委託契約書

ク 雲龍図書館照明器具修理契約について、徴取した見積書を起案文書に添付していない。

【全般的共通注意事項】

- ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定が誤っているもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

- イ 公文書への記入漏れや記入誤り、訂正方法が不適切なものなど安易なミスや合議の漏れが見受けられる。職員間で問題や課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、適正な事務処理に取り組まれたい。

令和4年度(1月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

小学校(東宮永小学校、矢留小学校、両開小学校、蒲池小学校、有明小学校、六合小学校、豊原小学校、藤吉小学校、二ッ河小学校、中山小学校)、中学校(蒲池中学校、柳南中学校、大和中学校)

3 監査の実施期間

令和5年1月4日から令和5年1月31日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和4年4月1日から令和4年11月30日まで(令和4年度分)

令和3年12月1日から令和4年5月31日まで(令和3年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

オ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各小中学校

6 監査の方法

監査は、監査対象の各小中学校から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資

料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
中村 秀樹（識見監査委員）
浦川 和久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各小中学校において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《小学校》

(東宮永小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(矢留小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(両開小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(蒲池小学校)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていないものがある。

【注意事項】

ア 支出負担行為書について、請書の写しが添付されていないものがある。

(有明小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 物品購入事務に下記のものがある。

・未決裁である。

- ・納入確認の検査印がない。
- ・請書が添付されていない。

(六合小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(豊原小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(藤吉小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(二ツ河小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 物品購入事務について、納品が完了していないにもかかわらず検査欄が決裁されているものがある。

(中山小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 見積書の日付の訂正印が職員のものとなっているものがある。

《中学校》

(蒲池中学校)

【指摘事項】

(契約事務)

特にない。

【注意事項】

特にない。

(柳南中学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 女子トイレ換気扇修繕について、請書に工期の記載がない。

(大和中学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 3万円以上の物品購入について見積書が徴取されていないものがある。

【全般的共通注意事項】

ア 物品の購入等に関する事務等について、伺兼依頼書及び契約締結伺書への記入漏れ、伺兼依頼書起案から見積書徴取・契約締結伺書起案までの処理において日付に整合性のないもの、徴取した見積書に日付の記入のないものなどが見受けられるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を十分に確認し、適正な事務処理を行われたい。

柳川市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和5年3月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

令和4年度(2月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)

3 監査の実施期間

令和5年2月1日から令和5年2月28日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和4年4月1日から令和4年12月31日まで(令和4年度分)

令和4年1月1日から令和4年5月31日まで(令和3年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中村 秀樹（識見監査委員）

浦川 和久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《保健福祉部》

(福祉課)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 緊急通報システム事業業務委託契約に係る予定価格の設定日が、見積書の日付より後になっている。
- イ 障害福祉システム制度改正対応業務委託契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を随意契約の根拠規定としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。
- ウ 介護予防事業「脳の健康教室」の業務委託契約書と一緒に綴られている学習療法等導入実施契約書において、「(以下「甲」といいます。)」の前述に記載すべき「甲」の氏名の記載がない。
- エ 下記について、契約金額は 1,000 万円以上であるが、契約締結にあたり財務規則第 4 条に規定する財政課長を経た総務部長合議が行われていない。
- ・ケアトランポリン健康教室業務委託
 - ・介護予防事業業務委託
- オ 福祉ホーム事業補助金について、柳川市補助金等交付規則第 15 条に規定する補助事業実績調査報告書（様式第 8 号）の作成が行われていない。
- カ 手提げ紙袋購入について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を随意契約の根拠規定としているが、内容が合致していない。
- キ 予定価格が 3 万円を超える介護予防普及パンフレット購入にあたり、見積書を徴取せず、契約締結伺書も作成されていない。

(その他)

- ア 柳川市社会福祉協議会事業補助金（後期分）の請求について、收受処理（供覧）が行われていない。

【注意事項】

- ア 下記について、許可書や決定通知書、額確定通知書等の日付が起案文書の決裁日より前になっているものがある。
- ・柳川市福祉バス使用許可
 - ・緊急通報システム利用決定
 - ・地域デイサービス事業に係る補助事業実績調査結果

イ 自宅療養者支援物資調達業務委託契約に係り徴取した見積書について、下記のものがある。

- ・提出期限を過ぎている。
- ・日付が鉛筆により記入されている。
- ・日付の記入がない。

ウ 柳川市聴覚障害者協会事業補助金の令和4年度の申請書及び令和3年度の実績報告書の日付が、鉛筆により記入されている。

エ コピー用紙購入について、契約締結伺書の契約日の記入がないものがある。

オ 紋織タオル購入について、見積書の日付が伺兼依頼書の決裁日より前である。

カ インク購入について、契約締結伺書の起案日が伺兼依頼書の決裁日より前になっているものがある。

(生活支援課)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(子育て支援課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 地域子育て支援拠点施設リーフレット作成業務委託について、予算が確保されないまま支出負担行為書を起票している。

(契約事務)

ア スポットビジョンスクリーナ購入について、契約事前伺を会計年度開始前に行っている。

イ 母子手帳アプリ利用料契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金についての記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

ウ 保育所等防犯対策強化整備事業費補助金交付申請書に、理由書の添付がないものがある。

エ 地域子育て支援拠点施設について、下記のものがある。

(1) 警備業務委託契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。

(2) 警備業務委託契約及び浄化槽維持管理業務委託契約については長期継続契約とされているが、契約書に翌年度以降の予算の減額又は削除による契約解除条項が付記されていない。また、財務規則第 4 条に規定する財政課長を経た総務部長合議が行われていない。

【注意事項】

ア 垂見保育園の保育所等防犯対策強化整備事業費補助金について、申請書に添付された事業計画の「工事の概要」欄が空欄のまま受領し補助金交付事務を行っている。

イ 保育補助者雇上強化学業費補助金確定通知書について、規定の様式を使用していない。

ウ 令和 3 年度の保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金について、収支決算書類が添付されていないものがある。

エ このゆびとまれ施設内絵画用キャプションプレートの納品確認及び納品検査が納品期限より後になっている。

オ 起案文書に使用公印名が未記入のものがある。

カ 伺兼依頼書に決裁日の記入がないものがある。

(健康づくり課)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 下記について、調定決議書が財務規則第 25 条第 1 項に規定された適正な時期に起票されていない。
- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保国庫負担金（令和 2 年度繰越分）
 - ・公衆栄養学実習委託料

(支出事務)

- ア 職員が旅行命令権者の命令を受けずに、大牟田市へ公用車を使用し旅行をしているものがある。
- イ 令和 4 年 11 月 28 日の福岡市への旅行に係る旅費について、自家用車を使用しているが、誤って公共交通機関で算出している。

(契約事務)

- ア インフルエンザ予防接種業務委託契約の締結に当たり、契約締結日が決裁日より前になっているものがある。
- イ 下記について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。
- ・予防接種助成券使用によるインフルエンザ予防接種委託契約
 - ・定期予防接種業務委託契約
 - ・施設予防接種業務委託契約
 - ・国民健康保険脳ドック健診業務委託契約
 - ・国民健康保険生活習慣病予防健康診査（集団検診）業務委託契約
 - ・国民健康保険特定健康診査（集団検診）業務委託契約
 - ・国民健康保険生活習慣病予防健康診査業務委託契約
 - ・産業廃棄物収集・運搬委託、産業廃棄物処理委託契約
- ウ 健康保険法施行規則等の一部改正対応業務委託について、見積依頼日が見積依頼起案文書の起案日より前になっている。
- エ 予定価格が 10 万円を超える事業状況報告・調交申請書等作成システム改修業務委託契約について、1 者見積りにより契約の相手方を決定しているが、起案文書に業者選定理由の記載がない。
- オ 国民健康保険生活習慣病予防健康診査（集団検診）業務委託契約について、契約書第 2 条の実施期間等を誤記している。

【注意事項】

- ア 舞台音響・照明操作業務委託契約書において、業務委託単価契約約款第 1 条に記載された「仕様書」の添付がない。
- イ 下記契約について、予定価格の設定日が起工伺の決裁日より後になっている。
- ・国保税子ども均等割額軽減対応に伴うシステム改修業務委託契約
 - ・すこやかルーム管理指導業務委託契約
- ウ 物品購入について、伺兼依頼書の決裁前に見積書を徴取しているものがある。

(人権・同和対策室)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 自家用車同乗の旅行について、命令権者の承認を受けずに旅行しているものがある。
- イ カーテン・ブラインドの備品購入に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。

(契約事務)

- ア 橋本集会所浄化槽維持管理業務委託契約について下記のものがある。
 - (1) 長期継続契約とされているが、契約書に翌年度以降の予算の減額又は削除による契約解除条項が付記されていない。
 - (2) 財務規則第4条に規定する財政課長を経た総務部長合議が行われていない。
 - (3) 契約書について、第7条の条文に誤りがある。

【注意事項】

- ア 旅行命令について、旅行期日を鉛筆で訂正し訂正印も押印されていないものがある。
- イ 事業主人権・同和問題研修会の旅行命令について、公用車を使用した職員4名分に人権・同和対策室長の合議がない。
- ウ 令和4年2月1日から同年12月31日までの公用車運転日誌に、課長印の押印がない。
- エ 物品購入に係る事務処理について、納品確認及び検査が行われていないものがある。
- オ 起案文書に下記のものがある。
 - ・ 決裁日及び施行日の記入がない。
 - ・ 公印使用欄が鉛筆で記入されている。
- カ 伺兼依頼書に決裁日の記入がないものがある。(前年度注意事項)
- キ 契約締結伺書の検査員欄に決裁権者の押印がないものがある。
- ク 公用車運転日誌の記入に鉛筆を使用しているものや使用終了時間が未記入のものがある。

【全般的共通注意事項】

- ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定が誤っているもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努めるとともに、契約書や仕様書等の内容についても十分に確認されたい。

- イ 合議の漏れに加え、公文書への記入漏れや記入誤りなどの安易なミスが散見される。職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に取り組まれない。

柳川市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和5年4月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

令和4年度(3月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

産業経済部(農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課)、
農業委員会

3 監査の実施期間

令和5年3月1日から令和5年3月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和4年4月1日から令和5年1月31日まで(令和4年度分)

令和4年2月1日から令和4年5月31日まで(令和3年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中村 秀樹（識見監査委員）

浦川 和久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

≪産業経済部≫

(農政課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 畜産飼料高騰緊急対策事業補助金等交付申請書に申請者の押印がないまま処理しているものがある。

(契約事務)

ア 有明海域有害鳥獣捕獲業務委託契約について、予定価格の設定が行われておらず、見積書も徴取されていない。

イ ふれあい農園除草作業等業務委託契約の契約保証金免除について、契約事務規則第29条第1項第7号及び第11号該当としているが、第11号は根拠規定に合致していない。

(その他)

ア 令和3年度福岡県農業振興対策事業補助金（農業機械・施設災害復旧支援事業（令和3年8月大雨災害支援対策））年度終了実績報告書（繰越分）について、福岡県知事宛の報告書の日付を誤っている。

【注意事項】

ア 福岡県鳥獣被害防止総合対策交付金の概算払請求書について、請求の日付が起案文書の決裁日より前になっている。

イ 下記について、鉛筆を使用しているものがある。

- ・農業次世代人材投資事業（経営開始型）交付申請書の前年世帯所得欄
- ・農業燃料高騰緊急対策事業補助金等交付申請書の日付や申請者氏名、申請額等

ウ 水稻麦種子更新対策事業の見込報告書に、補助金交付見込額等の記入がないものがある。

エ 柳川市農業振興対策事業（省エネ園芸農業緊急支援事業）実施計画書の起案文書について、使用公印名の記載がない。

オ 柳川市民の森事業（草刈りボランティア）バス借上げに係る予定価格の設定日が、見積依頼起案文書の決裁日より後になっている。

カ 緑の募金助成事業交付金の交付申請書について、提出の日付が起案文書の決裁日より前になっている。

- キ 緑づくり推進協議会の支出命令書に下記のものがある。
- ・支出を報告する課長印の押印がない。
 - ・請求書に請求日の記載がない。
- ク 公用車運転日誌について、下記のものがある。
- ・使用時間の記入がない。
 - ・課長印の押印がない。
 - ・使用の記入がない行に、課長の押印がされている。
- ケ 下記に係る起案文書について、決裁日や施行日の記入がないものがある。
- ・経営所得安定対策等推進事業
 - ・高性能農業機械導入支援事業
 - ・柳川市認定農業者連絡協議会
 - ・柳川市畜産振興会

(水路課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 令和3年度福岡県農村整備総合事業(流域湛水減災対策事業)補助金の調定決議書作成にあたり、予算区分を誤り繰越明許とすべきところ現年度として処理している。

(支出事務)

ア 職員が旅行命令権者の命令を受けずに、公用車を使用し旅行しているものがある。

(契約事務)

ア 市内排水機場自家用電気工作物保安管理業務委託契約については長期継続契約とされているが、財務規則第4条に規定する財政課長を経た総務部長合議が行われていない。

イ 下記の契約について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

- ・ 外平排水機場発電機用ディーゼルエンジン入替
- ・ 橋本排水機場オイル交換
- ・ 危険物看板取替え業務
- ・ 六合南部排水機場エンジンオイル入替
- ・ 中島住吉排水機場温度計交換

【注意事項】

ア 起案文書の公印使用欄に取扱責任者の押印がないものや使用公印名の記載がないものがある。

イ 契約締結伺や完成検査調書に、決裁日や施行日の記入のないものがある。

(水産振興課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和4年11月29日起案の物品購入伺兼依頼書の審査・検査欄が未決裁である。

(契約事務)

ア 漁港等の清掃業務委託契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

(その他)

ア 漁業者支援原油価格・物価高騰対策事業補助金の起案文書の保存区分について、文書管理規程第35条に規定する基準表の保存期間とされていない。

【注意事項】

ア 自家用電気工作物の保安管理業務委託について、月次点検の報告書を年次点検報告書と誤記されたものを受領している。

イ 中島漁港漁業団地排水槽清掃業務委託契約事績に仕様書の添付がない。

ウ 下記補助金の実績報告書について支出明細や領収書等の添付がない。(前年度注意事項)

- ・海苔研究会
- ・水産残滓処理対策事業
- ・有明海潜水器協議会

エ 養鰻研究会事業補助金の実績報告書について、領収書が添付されていないものや添付された領収書等に宛名や但し書きの記入がないものがある。

オ 起案文書について、下記のものがある。

- ・公印使用欄に押印者の押印がない。
- ・施行日の記入がない。

(商工・ブランド振興課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 下記の補助金の交付決定について、財務規則第 4 条に規定する財政課長を経た総務部長合議が行われていない。

- ・柳川よかもんまつり事業補助金
- ・令和 4 年度プレミアム商品券事業補助金 (柳川商工会議所)
- ・令和 4 年度プレミアム商品券事業補助金 (柳川商工会)

【注意事項】

ア 物品購入事務について、下記のものがある。

- ・契約締結伺書の決裁日を誤記している。
- ・伺兼依頼書の納入確認欄の日付の記入がない。
- ・納品期限を過ぎて納品されているものがある。

(観光課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 月ぎめ駐車利用使用料の調定決議書が財務規則第 25 条第 1 項に規定された適正な時期に起票されていない。

(支出事務)

ア 柳川観光第 2 のエンジン創出事業「チャレンジキャンパス柳川」フォローアップ事業委託の支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。

イ 職員が旅行命令権者の命令を受けずに、公用車を使用し旅行をしているものがある。

(契約事務)

ア 泉源地 3 号井戸施設設備異常遠隔監視システム取替修繕契約書において、契約保証金免除の根拠規定の適用号数が誤記されている。

イ 下記契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

- ・観光関連施設除草等清掃業務委託契約
- ・中山大藤交通誘導警備業務委託契約
- ・ひまわり園交通誘導警備業務委託契約
- ・ひまわり園特別管理業務委託契約
- ・有明花の里管理業務委託契約
- ・むつごろうランド夜間管理業務委託契約
- ・むつごろうランド施設管理業務委託契約
- ・むつごろうランド清掃業務委託契約
- ・むつごろうランド農場圃場管理業務委託契約
- ・市営観光駐車場設備保守業務委託契約

ウ 中山大藤交通誘導警備業務委託契約について、予算が確保されないまま見積りを依頼している。

【注意事項】

ア 柳川市サテライト大学提案事業実証実験業務委託契約について、徴取された見積書の日付が鉛筆で記入されている。

イ 観光関連施設除草等清掃業務委託契約について、徴取された見積書の日付が記入されていない。

ウ 柳川観光 V 字回復キャンペーン事業業務委託契約について、財政課長を経ずに総務部長合議のみで処理している。

エ 宿泊応援キャンペーン事業業務委託契約事績に契約金額の積算根拠が明示されていない。

オ 公用車運転日誌に、使用の記入がない行に課長の押印がされている。

カ 公用車運転日誌に記入のないものや旅行命令簿の旅行先及び距離欄が未記入のものがある。

《農業委員会》

【指摘事項】

(支出事務)

ア ピンク用紙等購入について、起案前に発注している。

(契約事務)

ア 公益財団法人福岡県農業振興推進機構の業務の一部について、契約に基づき作成された令和4年度特例事業等に関する受託業務実施(変更)計画書「2. 業務実施期間(予定)」の開始日を未記入のまま市長印を押印し提出している。

イ 農業委員会会議規則第13条において、「議事録には、会長が指名した2人の委員が署名押印しなければならない。」と規定されているが、総会議事録に委員1名の署名しかないものがある。

【注意事項】

ア 下記の物品について、随意契約で購入しているが、伺兼依頼書に随意契約の根拠規定の記載がない。

- ・ピンク用紙等購入
- ・事務用品(ファイル等)購入
- ・農業委員会会長章、委員章購入

イ 現金領収書について、未使用分に出納員の印鑑を押印している。(前年度注意事項)

ウ 毎月の農業委員会総会議事録に下記のものがある。

- ・署名日を誤っている。
- ・終了時間を誤っている。
- ・議案提出日(年度や日付)を誤っている。
- ・開催回を誤っている。

【全般的共通注意事項】

- ア 公文書への記入漏れや記入誤り等の安易なミスに加え、合議の漏れが散見される。職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に向け積極的に取り組まれない。

- イ 随意契約に係る事務について、契約保証金の取扱いが適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市契約事務規則を参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

- ウ 産業経済部においては財政援助団体の事務局を多数担っているが、その会計処理及び事務処理については市の事務同様適正な取り扱いを行われたい。

柳川市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和5年5月31日

柳川市監査委員 中村秀樹
柳川市監査委員 浦川和久

令和4年度(4月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

議会事務局、消防本部、教育部生涯学習課、監査委員事務局

3 監査の実施期間

令和5年4月1日から令和5年4月27日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和4年4月1日から令和5年2月28日(令和4年度分)

令和4年3月1日から令和4年5月31日(令和3年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証

拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
中村 秀樹（識見監査委員）
浦川 和久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《議会事務局》

【指摘事項】

(契約事務)

ア 会議録作成業務委託契約について、契約書及び起案文書に契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

イ SideBooks 利用に係る契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び契約事務規則第 21 条第 6 号を随意契約の根拠規定としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。

(交際費)

ア 議長交際費について、前渡資金の預金によって生じた利子を含めて交際費を精算しており、利子分を市の収入として計上していない。

【注意事項】

特になし。

《消防本部》

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 下記の調定決議書が、会計管理者に通知されないまま保管されている。
- ・土地使用料（大和町豊原 634 番地 前第 10 分団団員駐車場用地）
 - ・九州電力電柱使用料（本柱 4 本・支線 5 本）
 - ・柳川市消防団第 13 分団格納庫オーバースライダー修理
 - ・令和 4 年度柳川市消防団分団交付金（1 本部、20 分団）
- イ 救急搬送証明書や災害証明書の調定決議書が財務規則第 25 条第 1 項に規定された適正な時期に起票されていない。

(支出事務)

- ア 広報トイレトーパー購入について、見積書、納品書、請求書の日付を空欄にするよう相手方に指示している。

(契約事務)

- ア 広報トイレトーパー購入について、伺兼依頼書の決裁日より前に見積を依頼し、契約締結伺書の決裁日より前に発注している。
- イ 新入団員等のアポロキャップ単価契約について、見積状況調書の内容が見積結果と合っていない。
- ウ 下記について、契約書及び起案文書に契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。
- ・柳川消防署（本署、東部出張所）寝具等衛生管理の単価契約
 - ・特殊業務従事者健康診断等業務委託における単価契約
- エ 下記契約締結伺において、契約保証金免除の根拠規定の適用号数が誤記されている。
- ・医薬材料消耗品一式購入
 - ・感染防止衣一式購入
- オ 東部出張所オーバースライダー保守点検業務委託契約書において、柳川市を「発注者」、相手方を「受注者」としているが、同契約書第 1 条では「乙」、第 2 条③では「甲」と表記している。また、条文中に記載の別表 1 及び 3 が添付されておらず、別表 2 については、一緒に綴られているが「別表 2」の表記がない。
- カ 酸素・空気等充填料及び耐圧テスト料の単価契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。

(財産管理)

ア 行政財産使用許可申請書（柳川市母子寡婦福祉会の飲料水自動販売機設置）について、決裁権者の押印がない。また、設置位置図（添付を要する書類）の添付がない。

【注意事項】

ア 旅行命令書について、下記のものがある。

- ・旅費欄に鉛筆を使用している。
- ・復命欄への記入がない。

イ 公用車運転日誌について、帰署時間の記入がないものがある。

ウ 郵便切手使用簿について、使用の記入がない行に課長の押印がされている。

エ 伺兼依頼書について、下記のものがある。

- ・随意契約の該当号数の記入がない。
- ・伺兼依頼書より前に契約締結伺書を作成している。
- ・納品書の日付より前に納入検査している。
- ・見積書に日付の記入がない。
- ・見積書の提出より前に契約締結伺書を作成している。
- ・検査員任命伺に決裁日の記入がない。

オ 起案文書について、施行日の記入がないものがある。

カ 令和4年度電話交換設備保守点検業務委託契約について、契約書裏面の継ぎ目に割印の押印がない。

キ 感染防止衣一式購入にかかる納入物品検査合格通知書が、検査調書の決裁前に受注者へ交付されている。

ク 下記契約について、徴取された見積書の日付が鉛筆で書かれている。

- ・本署フルカラー複合機のレンタル(再リース2回目)及びカウンター料の単価契約
- ・柳川消防署(本署、東部出張所)寝具等衛生管理の単価契約

ケ 本署車庫内照明器具修繕について、完成認定通知書の契約締結年月日を誤記したまま通知している。

《教育部》

(生涯学習課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 下記に係る調定決議書が財務規則第 25 条第 1 項に規定された適正な時期に起票されていない。

- ・北原白秋顕彰短歌大会出詠料
- ・ふるさと納税返礼品書籍及び書店刊行物の売上（前年度指摘事項）

イ コミュニティ施設の使用料について、下記のものがある。

- ・減免すべきでないものを減免している。
- ・使用料の調定及び収入漏れがある。
- ・利用許可の際に使用料を徴収していない。

(支出事務)

ア 沖端舟舞台囃子保存会補助について、事業完了後に補助事業実績報告書が提出されておらず、補助事業実績調査報告書も作成されていない。

イ 柳川市文化協会補助金について、補助金交付決定の決裁日より前に交付決定している。また、補助事業実績調査報告書が作成されていない。

ウ 体育協会補助金について、翌年度に補助金の変更交付決定をしている。

(契約事務)

ア 下記契約について、契約書及び起案文書に契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

- ・埋蔵文化財発掘調査に伴う空中写真撮影業務委託契約(単価契約)
- ・演劇等鑑賞事業公演業務委託契約
- ・民間プール活用事業に関する契約
- ・市民体育館消防用設備保守点検業務委託契約

イ 旧戸島家住宅管理業務委託について下記のものがある。

- ・施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約とされているが、起案文書に、業者選定理由の記載がない。
- ・契約書に自動更新条項が設けられている。

ウ 総合美術展会場設営及び撤去業務委託契約について、見積書提出及び契約締結の権限の委任が確認できる書類（委任状等）を受領していない。

- エ 民間プール活用事業に関する契約について、見積依頼起案文書を作成していない。
- オ 下記契約について、見積依頼起案文書に、契約の方法、業者選定理由の記載がない。
・大和B&G海洋センター機械警備業務委託契約
・二十歳のつどい看板製作業務委託契約
- カ 古文書館設置のコピー複合機賃貸借契約について、当該契約は単年度契約であるが、別表（6）に長期継続契約に係る契約解除条項の条文がある。
- キ 古文書館設置のコピー複合機及び複写機パフォーマンス契約について、予定価格の設定が行われておらず、見積書も徴取されていない。
- ク 古文書館設置のコピー複合機パフォーマンス契約書において、「(以下「甲」という)」の前に記載すべき「甲」の氏名の記載がない。
- ケ 柳川市古文書館清掃業務委託契約について、施行令第167条の2第1項第1号を随意契約の根拠規定としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。(前年度指摘事項)

【注意事項】

- ア 郵便切手使用簿について、鉛筆の使用や課長の押印がないものがある。
- イ 現金領収書に下記のものがある。
・未使用分に出納員の記名や押印がある。(前年度注意事項)
・年度や連続番号の記入がない。(前年度注意事項)
- ウ 旅行命令書について、復命欄への記入がないものがある。
- エ 起案文書に、決裁日や施行日の記入のないものがある。(前年度注意事項)
- オ 下記契約締結に係る起案文書に年間予定総額の記載がない。
・旧綿貫家樹木剪定業務委託契約
・埋蔵文化財発掘調査に伴う空中写真撮影業務委託契約(単価契約)
・大和B&G海洋センター機械警備業務委託契約
・二十歳のつどい看板製作業務委託契約
- カ 物品購入事務について下記のものがある。
・決裁日の記入がない。
・決裁権者の押印がない。

- ・ 随意契約の該当号数の記入がない。
- ・ 伺兼依頼書の節欄を誤記している。
- ・ 納入検査日の記入がない。
- ・ 見積書に日付の記入がない。
- ・ 見積書の日付が提出期限を過ぎている。
- ・ 納品書の日付より前に納入検査している。
- ・ 契約締結伺書の契約日を事前に入力している。
- ・ 伺兼依頼書の決裁日より前に納入検査している。
- ・ 見積書の提出より前に契約締結伺書を作成している。
- ・ 伺兼依頼書の決裁日より前に見積書を徴取している。
- ・ 80万円以下の物品購入について、伺兼依頼書及び契約締結伺書により事務処理しているが、重複して起案文書も作成している。

キ 調査研究用史料「岡田家文書」物品売買契約書について、受注者へ渡すべき契約書を、渡さずに保管している。

ク コミュニティ施設の利用（使用）許可申請書及び使用料減免申請書について、下記のものがある。

- ・ 市側で記入すべき減免区分や使用料について、記入漏れや記入誤りがある。（前年度注意事項）
- ・ 減免号数を誤っている。（前年度注意事項）

ケ 公民館施設の屋外清掃等業務委託契約書において、契約保証金の適用号数が記載されていない。

コ 公民館事業補助金について、交付申請書の日付に記載漏れや鉛筆書きのものがある。

サ 下記について、見積依頼起案文書の決裁日より前に見積依頼している。

- ・ 旧綿貫家樹木剪定業務委託契約
- ・ 旧綿貫家住宅業者委託（シロアリ駆除）契約

シ 消防設備保守点検業務委託契約(旧戸島家住宅)について、予定価格の設定日が見積依頼起案文書の決裁日より後になっている。

ス 下記契約の締結に当たり徴取された見積書に日付の記入がない。

- ・ 旧綿貫家樹木剪定業務委託契約
- ・ 大和B & G海洋センター自家用電気工作物保安管理業務委託契約

セ 文化会館自家用電気保安管理業務委託契約について、契約締結伺書の起案日、決裁日及び契約日が、見積書の日付より前になっている。

ソ コミュニティ施設等の自動販売機設置に関する行政財産使用許可証について、下記のものがある。

- ・財務規則第 121 条第 4 項第 9 号に規定された遅延損害金の記載がない。
- ・不服申立てに係る審査請求期間等を誤っている。

タ 市民文化会館自主事業実行委員会について下記のものがある。

- ・伝票に決裁日や施行日の記入がない。(前年度注意事項)
- ・伝票に決裁印の押印がない。(前年度注意事項)
- ・物販手数料売上明細書の計算が誤っている。
- ・実績報告書の提出が遅れている。

《監査委員事務局》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

- ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定が誤っているものや明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

- イ 物品の購入等に関する事務等について、伺兼依頼書及び契約締結伺書への記入漏れ、伺兼依頼書起案から見積書徴取・契約締結伺書起案までの処理において日付に整合性のないもの、徴取した見積書に日付の記入のないものなどが見受けられるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を十分に確認し、適正な事務処理を行われたい。

- ウ 公文書への記入漏れや記入誤りなどの安易なミス、前年度指摘又は注意した事項について改善されていないものがかかり見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に向け積極的に取り組まれたい。